

# 第3章

## 農村の振興





## 第1節

## 農村人口の動向と地方への移住・交流の促進

我が国の農村では、高齢化と人口減少が並行して進行する一方、近年、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっており、農村の持つ価値や魅力が再評価されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、ワーケーション<sup>1</sup>の取組が広がりを見せています。

本節では、農村人口の動向や地方移住の促進に向けた取組等について紹介します。

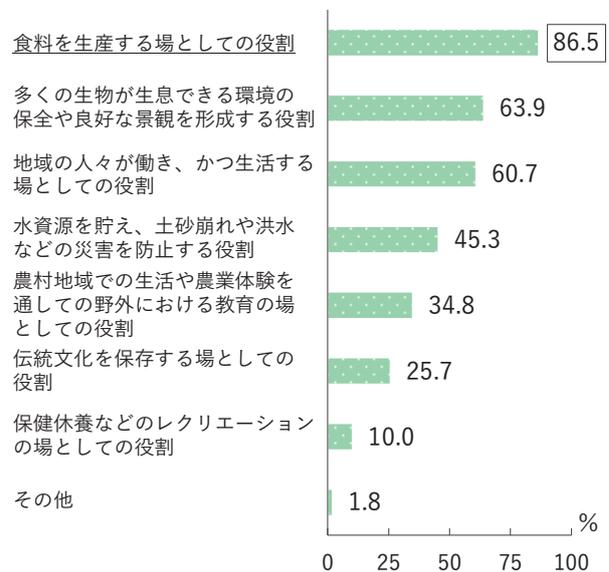
## (1) 農村人口の動向

## (約9割が農村地域の持つ「食料を生産する場としての役割」を重視)

農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業等様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには、国土の保全や水源の涵養等多面的機能が発揮される場としても重要な役割を果たしていることから、その振興を図ることが重要です。

令和3(2021)年6~8月に内閣府が行った世論調査によると、農村地域の持つ役割の中で特に重要と考える役割として、「食料を生産する場としての役割」を挙げた人の割合が86.5%と最も高くなりました(図表3-1-1)。農村地域が食料を安定供給する基盤として認識されていることがうかがわれます。

図表3-1-1 農村地域の持つ役割に対する意識



資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」(令和3(2021)年10月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 令和3(2021)年6~8月に、全国18歳以上の日本国籍を有する者3千人を対象として実施した郵送とインターネットによるアンケート調査(有効回収数は1,655人)

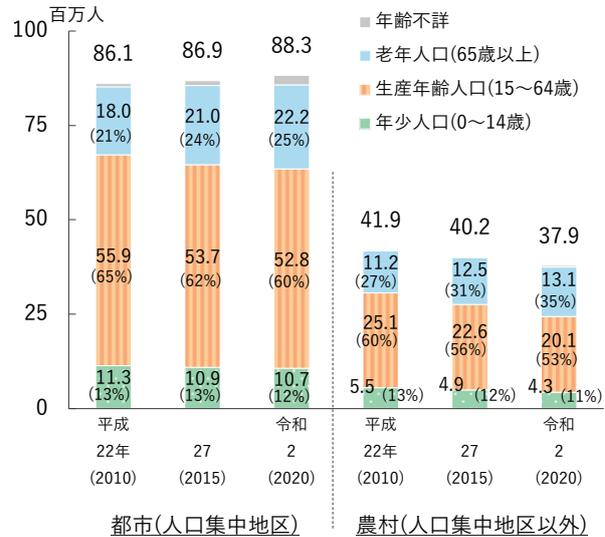
2) 「農村地域の持つ役割の中で、どのようなものが特に重要だと思うか」の質問への回答結果(回答総数は1,655人、複数回答)

<sup>1</sup> ワーク(仕事)とパケーション(休暇)を組み合わせたもので、リゾート地や帰省先等でパソコン等を使って仕事すること

## (農村において高齢化と人口減少が並行して進行)

農村において高齢化と人口減少が並行して進行しています。総務省の国勢調査によれば、令和2(2020)年の人口は、平成27(2015)年に比べて都市<sup>1</sup>で1.6%増加したのに対して、農村<sup>2</sup>では5.9%減少しています(図表3-1-2)。農村では生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(14歳以下)が大きく減少しているほか、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、都市の25%に対して、農村が35%となっており、農村における高齢化が進んでいることがうかがわれます。

図表3-1-2 農村・都市の年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省作成

注：国勢調査の人口集中地区(DID)を都市、人口集中地区以外を農村としている。

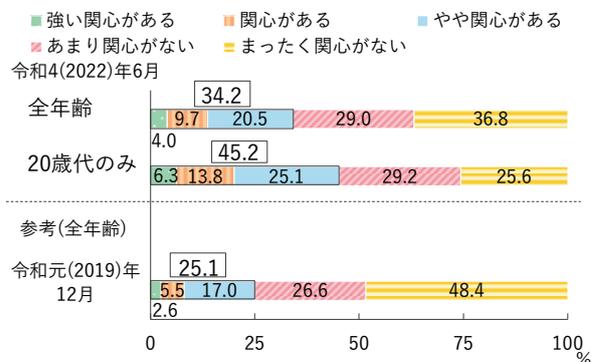
## (2) 田園回帰の動き

### (若い世代を中心として地方移住への関心が高まり)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、若い世代を中心に地方移住への関心の高まりが見られます。

令和4(2022)年6月に内閣府が行った調査によると、東京圏在住者で地方移住に関心があると回答した人の割合は34.2%で、その割合は増加傾向となっています(図表3-1-3)。特に、関心がある人の割合は20歳代において45.2%と高く、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっていることがうかがわれます。また、同調査において、地方移住への関心がある理由としては、「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたため」、「テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため」と回答した人の割合が高くなっています。

図表3-1-3 地方移住への関心(東京圏在住者)



資料：内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和4(2022)年7月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年6月に、全国の15歳以上の登録モニターを対象としたインターネットによるアンケート調査(有効回答数は1万56人)

2) 東京圏在住者に対する「現在の地方移住への関心の程度」の質問への回答結果(回答総数は3,144人)

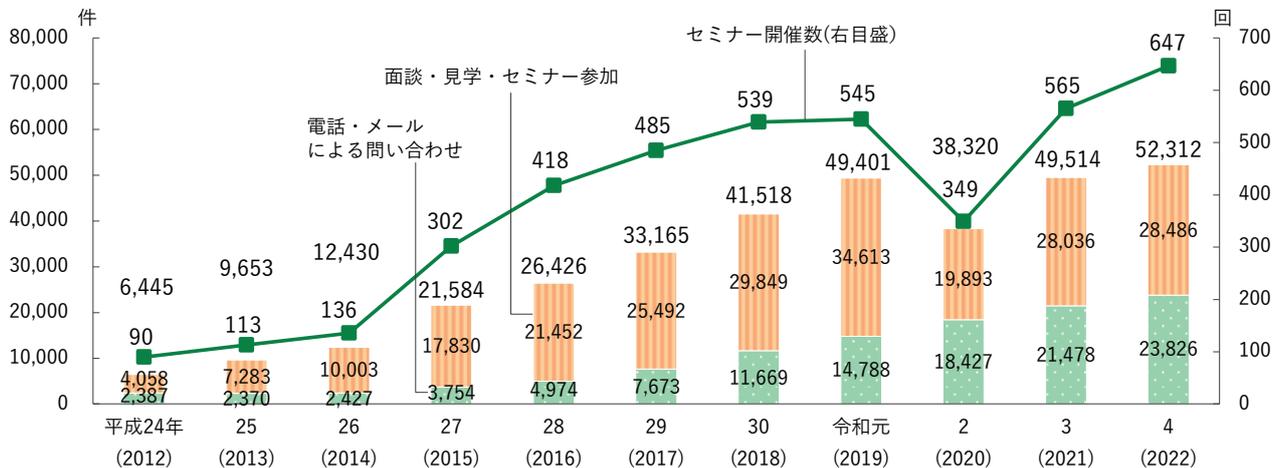
3) 「参考(全年齢)」は「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の数値

<sup>1</sup> 本節では「都市」の人口を国勢調査における人口集中地区(DID)の人口で算出

<sup>2</sup> 本節では「農村」の人口を国勢調査における人口集中地区以外の人口で算出

また、地方暮らしやUIJターンを希望する人のための移住相談を行っている認定NPO法人ふるさと回帰支援センター<sup>1</sup>への相談件数は、近年増加傾向で推移しています。令和4(2022)年の相談件数は前年に比べ6%増加し、過去最高の5万2,312件となりました(図表3-1-4)。

図表3-1-4 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの来訪者数・相談件数



資料：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター資料を基に農林水産省作成

地方への移住・交流の促進に向けて、内閣府は、令和元(2019)年度から地方創生推進交付金により、東京圏外へ移住して起業・就業する者に対する地方公共団体の取組を支援しています。また、総務省は、就労・就農支援等の情報を提供する「移住・交流情報ガーデン」の利用を促進しています。さらに、農林水産省は新規就農者への支援<sup>2</sup>や同省Webサイト「あふてらす」における移住・就農に関する情報の提供のほか、農的関係人口の創出・拡大<sup>3</sup>の取組を推進するなど、関係府省による地方移住促進施策により、将来的な農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を図っています。



あふてらす「田舎に移住して、農業を営む」

URL : [https://www.maff.go.jp/j/aff\\_terrace/country/index.html](https://www.maff.go.jp/j/aff_terrace/country/index.html)

<sup>1</sup> 正式名称は「特定非営利活動法人 100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

<sup>2</sup> 第2章第2節を参照

<sup>3</sup> 第3章第7節を参照

## (事例) 人材育成を通じ移住者等新たな人の流れを創出(和歌山県)

和歌山県田辺市<sup>たなべし</sup>では、地域課題の解決や地域資源の活用をビジネスの視点で考える人材の育成を核として、移住者も含めた新たな人の流れを創出する取組を推進しています。



同市では、人口減少が全国平均より早いスピードで進行する中、移住・定住の促進を図るため、移住関心者への情報発信や、移住希望者への相談対応のほか、移住者に対する住まいや起業等の支援を行っています。

また、平成28(2016)年には、地域の課題を解決しながら、新たな価値を創出できる人材を育成するため、地域企業や金融機関、大学、行政が一体となって運営を行う「たなべ未来創造塾」を創設しました。

塾生は、生産・流通・消費等のサプライチェーン全体を網羅した多様な人材を意識して構成されているため、卒業後も塾生同士が有機的なつながりを形成しながら新たな価値を創出しており、地元若手農業者グループによる地域活性化や複数の店舗等を開業する移住者等多くの塾生がローカルイノベーターとして様々な分野で活躍しています。

さらに、同市は首都圏で塾卒業生等による講座を開催するなど関係人口の拡大にも取り組んでおり、受講者の中には同市に移住し新たに塾生になるケースも見られています。同市は、今後とも、新たな人の流れを創出する取組を積極的に推進していくこととしています。



「たなべ未来創造塾」の講義

資料：和歌山県田辺市



塾生が代表を務める農業者グループ  
(第8回ディスカバー農山漁村の宝選定)

資料：株式会社日向屋



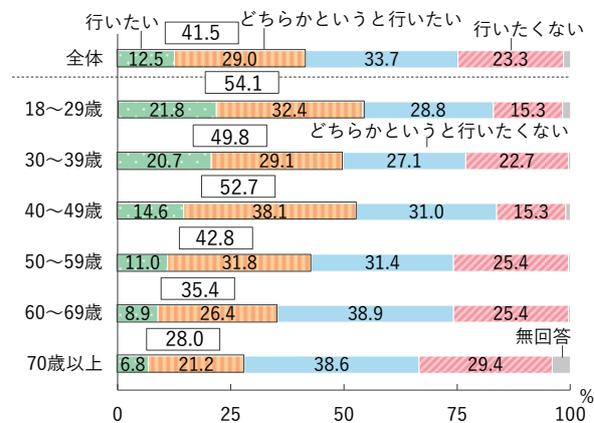
田辺市で食品加工販売店を営む  
塾生の移住創業者

資料：金丸知弘さん

## (約4割が農山漁村地域でのワーケーションに関心)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワーケーションの取組が広がりを見せており、農山漁村への移住の増加や農泊<sup>1</sup>宿泊者数の増加等につながる事が期待されています。令和3(2021)年6~8月に内閣府が行った世論調査では、農山漁村でワーケーションを行いたいと回答した人の割合は41.5%になりました。若い世代ほどその割合が高くなる傾向があり、18~29歳の階層では54.1%となっています(図表3-1-5)。

図表3-1-5 ワーケーションへの関心



資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」(令和3(2021)年10月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 令和3(2021)年6~8月に、全国18歳以上の日本国籍を有する者3千人を対象として実施した郵送とインターネットによるアンケート調査(有効回収数は1,655人)

2) 「新型コロナウイルス感染症をきっかけに、農山漁村地域でワーケーションを行いたいと思うか」の質問への回答結果(回答総数は1,655人)

<sup>1</sup> 用語の解説(1)を参照



## 第2節

## デジタル田園都市国家構想に基づく取組等の推進

「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決や魅力の向上を図り、地方活性化を加速するものであり、高齢化や過疎化に直面する農山漁村こそ、地域資源を活用した様々な取組においてデジタル技術を活用し、地域活性化を図ることが期待されています。

本節では、デジタル田園都市国家構想に基づく取組のほか、持続的低密度社会の実現に向けた新たな施策の展開等について紹介します。

**(農村からデジタル実装を進める取組が進展)**

農村は、都市に比べて高齢化や人口減少が著しく、生活サービスの統廃合・撤退や交通手段の確保ができないこと等のほか、デジタル人材の不足等、様々な課題を抱えています。

一方、距離の壁を越えて、多様で創造的な付加価値の提供を可能とする、デジタル技術本来のポテンシャルを発揮していく好機は、地方に存在しています。各地域でデジタル実装を加速し、地方から全国に、ボトムアップの成長を目指す「デジタル田園都市国家構想」においては、高齢化や過疎化に直面する農山漁村こそ、地域資源を活用した様々な取組においてデジタル技術を活用し、地域活性化を図ることが期待されています。

こうした中、農山漁村においては、ICTを活用して買い物困難者の注文予約を効率化する取組や、リモートワーク環境の整備により農泊<sup>1</sup>需要を開拓する取組、農林水産業の生産性向上を図る取組等、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図る取組が広がりを見せています。

さらに、近年、地方からデジタル実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めようとする動きも見られます。都市と農村がデジタルでつながり、新たな都市農村交流とも言うべき新しい共存関係を築いていくことも重要となっています。

**(コラム) 地方発の仮想空間を活用する動きが拡大**

地域活性化等のため、インターネット上の仮想空間を活用する地方公共団体等が増加しています。デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に、実際に現地まで足を運ばなくても、仮想空間上で交流し、地方の魅力伝える取組が見られています。

また、ビジネス面でも、仮想空間を活用する動きが広がっています。遠く離れた実需者や消費者に対し、音声や映像等を組み合わせて対面に近いバーチャル環境で商品のPRや商談を進める事例や、仮想空間上で果実の収穫風景をリアルタイムで配信して消費者との交流に活用する事例等が見られています。

都市と農村間の距離を埋める仮想空間上の取組は、農業・農村分野においても、都市農村交流や消費者と生産者との交流の促進に資するほか、農産物の販路拡大や農村での事業環境の改善等にも寄与することが期待されています。



仮想空間(Virbela GAIA TOWN)内における農産物販売活動の取組イメージ

資料：株式会社ガイアリンク

<sup>1</sup> 用語の解説(1)を参照

## (事例) デジタル技術を活用し、効率的な青果流通の仕組みを構築(静岡県)

静岡県牧之原市のやさいバス株式会社は、デジタルツールを活用した新しい青果流通の仕組みである「やさいバス」を運行し、消費者へ新鮮な青果を届ける取組を展開しています。

「やさいバス」は、デジタル技術を活用し、地域内で生産された新鮮な野菜を効率的に流通させる仕組みです。直売所や道の駅等に設けられた専用のバス停に、冷蔵トラックである「やさいバス」を巡回させ、時刻表に基づき集荷・配送を行っています。

Webサイトで消費者から直接注文を受けた生産者は、注文内容に応じて、農協施設や道の駅等の最寄りのバス停に野菜を出荷します。消費者は、指定のバス停で収穫後間もない野菜や旬の果実等を受け取ることができる仕組みとなっています。

同社は、消費者へ新鮮な青果を届けるとともに、生産者の高い利益率の実現を目指しており、末端部の輸送を行わないことで、配送コストの低減につなげています。

今後とも、生産者・消費者の双方向の情報連携と信頼関係の構築を重視しながら、農家・地域・顧客の全てに役立つ情報発信基地として、積極的な活動を展開していくこととしています。



デジタル技術を活用した青果流通システムで運行される「やさいバス」

資料：やさいバス株式会社

## (事例) IoTと地熱を活用したバジルの水耕栽培を展開(岩手県)

岩手県八幡平市の株式会社八幡平スマートファームは、地熱温水をIoT技術で制御し、暖房として利用するバジルの水耕栽培に取り組んでいます。

同社は、同市とIoT農業の振興を目的とした包括連携協定を締結した株式会社MOVIMASにより、農地法に定める農地所有適格法人として設立され、高齢化による離農や施設の老朽化等によって使用されなくなったビニールハウスを再生し、IoT次世代型施設園芸への転換を進めています。

再生したハウスでは、同市内の地熱発電所から供給される熱水が暖房に利用され、冬の気温がマイナス15°C以下になる同市の気候条件下においても通年出荷が可能となっています。また、温湿度管理や養液の供給量等を、IoT制御システムを使って調整することにより、バジル栽培の省力化やコスト低減が図られています。

今後は、12棟のハウスを50棟まで拡大し、IoT技術と地域資源を活用した循環型社会モデルの創造に向けて地元の雇用創出につなげる計画を進めるとともに、バジルを使用した6次産業化\*商品を地元企業と共同開発するほか、鶏ふんの燃料利用による温水暖房システムの推進等、地域特性を活かした新たな農業のビジネスモデルを確立し、地域活性化を図ることとしています。

\* 用語の解説(1)を参照



IoT技術を利用した独自の栽培管理システム

資料：株式会社八幡平スマートファーム

農林水産省では、魅力ある豊かな「デジタル田園」の創出に向けて、中山間地域等におけるデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援するとともに、スマート農業<sup>1</sup>やインフラ管理等に必要な情報通信環境の整備等を支援することとしています。

また、内閣府は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、「デジタル田園都市国家構想交付金」による支援を行っています。

### (持続的低密度社会の実現に向け「新しい農村政策」を構築)

人口減少社会に対応した農村振興に関する施策や土地利用の方策等を検討するため、農林水産省は、令和2(2020)年5月から「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を開催し、令和4(2022)年4月に「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」(以下「新しい農村政策」という。)として、具体的な施策の方向性を取りまとめました。

新しい農村政策では、「しごとづくりの施策<sup>2</sup>(農村における所得と雇用機会の確保)」、「くらしの施策<sup>3</sup>(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)」、「土地利用の施策(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)」、「活力づくりの施策<sup>4</sup>(農村を支える新たな動きや活力の創出)」を柱として、デジタル技術を活用しつつ、各施策が連携して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる「持続的低密度社会」の実現を目指しています。



「新しい農村政策の在り方に関する検討会」  
とりまとめ

URL : [https://www.maff.go.jp/j/study/nouson\\_kentokai/farm-village\\_meeting.html](https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/farm-village_meeting.html)



「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」  
とりまとめ

URL : [https://www.maff.go.jp/j/study/tochi\\_kento/](https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/)

### (地域ぐるみの話合いを通じた持続可能な土地利用を推進)

「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、農林水産省では、地域の話合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定や農地の粗放的利用、計画的な植林等の取組を支援することとしています。

具体的には、令和3(2021)年度に最適土地利用対策を新設し、市町村や地域協議会等が地域ぐるみの話合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値を向上させるための取組、農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用(放牧や蜜源作物等)によるモデル的な取組を支援しています。

<sup>1</sup> 用語の解説(1)を参照

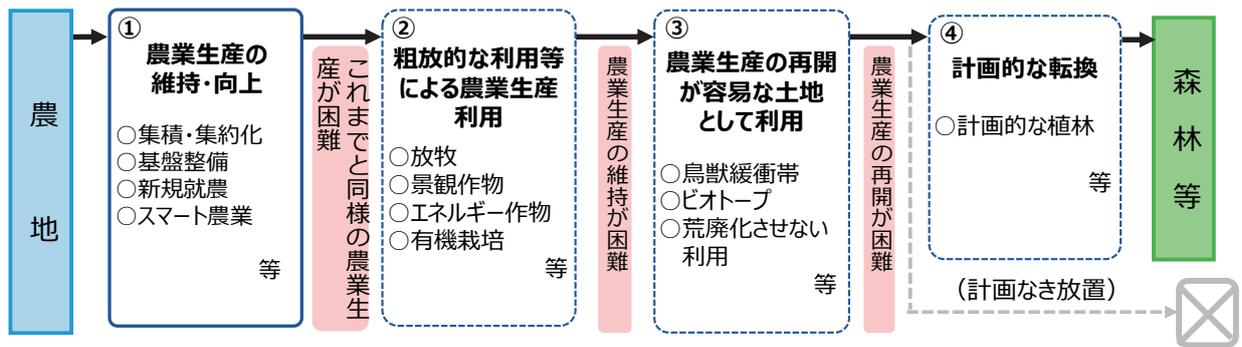
<sup>2</sup> しごとづくりの施策については、農山漁村発イノベーション(第3章第4節)のほか、中山間地域の農業の振興(第3章第3節)等を参照

<sup>3</sup> くらしの施策については、農村に人が住み続けるための条件整備(第3章第5節)等を参照

<sup>4</sup> 活力づくりの施策については、農村を支える新たな動きや活力の創出(第3章第7節)等を参照

また、令和4(2022)年10月に施行された改正農山漁村活性化法<sup>1</sup>により、地域の話合いを通じ、農林漁業団体等が放牧等の粗放的利用や鳥獣緩衝帯の整備、林地化等を行う場合に、地方公共団体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みのほか、市町村による土地の詳細な用途(有機農業、放牧等)の指定を推進する仕組み等を構築しました(図表3-2-1)。

図表 3-2-1 持続可能な土地利用検討のプロセス



資料：農林水産省作成

### (「国土形成計画(全国計画)」の骨子案を公表)

国土交通省は、新たな「国土形成計画(全国計画)<sup>2</sup>」の策定に向け、令和5(2023)年3月に同計画の骨子案を公表しました。骨子案では、未曾有の人口減少、少子高齢化の加速化等、時代の重大な岐路に立つ中、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を目指して、国土の刷新に向けて、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造転換」等、四つの重点テーマを掲げ、更にこれらを効果的に実行するため、「国土基盤の高質化」と「地域を支える人材の確保・育成」を分野横断的なテーマとして掲げています。

農林水産分野においては、地域生活圏の形成に資する取組として、地域資源とデジタル技術を活用した中山間地域の活性化や、持続可能な産業への構造転換に向けて、食料安全保障<sup>3</sup>の強化に向けた農林水産業の活性化等を推進することとしています。

今後は国土審議会計画部会において更に検討を進め、同年の夏頃に新たな国土形成計画(全国計画)を策定する予定です。

<sup>1</sup> 正式名称は「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律」

<sup>2</sup> 国土形成計画法に基づき策定する国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画。平成27(2015)年に閣議決定した全国計画は同年からおおむね10年間の国土づくりの方向性を定めている。

<sup>3</sup> 用語の解説(1)を参照

## 第3節 中山間地域の農業の振興と都市農業の推進

中山間地域<sup>1</sup>は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の発生、高齢化・人口減少、担い手不足等、厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要があります。

一方、都市農業は、新鮮な農産物の供給や農業体験等において重要な役割を担っており、都市農地の有効活用により計画的にその保全を図ることが必要です。

本節では、中山間地域の農業や都市農業の振興を図る取組等について紹介します。

### (1) 中山間地域の農業の振興

#### (中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、農業経営体数、農地面積、農業産出額ではいずれも約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観の形成・保全といった多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています(図表3-3-1)。

一方、傾斜地が多く存在し、<sup>ほじょう</sup>圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化<sup>2</sup>等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べて難しく、高齢化や人口減少による担い手不足とあいまって、営農条件面で不利な状況にあります。

経営耕地面積規模別に農業経営体数の割合を見ると、1.0ha未満については、平地農業地域で約4割であるのに対し、中間農業地域、山間農業地域では共に約6割となっています(図表3-3-2)。

また、1農業経営体当たりの農業所得を見ると、平地農業地域で151万円であるのに対し、中間農業地域、山間農業地域ではそれぞれ109万円、52万円となっています(図表3-3-3)。

図表 3-3-1 中山間地域の主要指標

	全国	中山間地域	割合
人口(万人)	12,709	1,420	11.2%
農業経営体数(千経営体)	1,076	453	42.1%
農地面積(千ha)	4,372	1,617	37.0%
農業産出額(億円)	89,370	36,647	41.0%
総土地面積(千ha)	37,286	24,118	64.7%

資料：農林水産省作成

注：1) 人口は、総務省「平成27年国勢調査」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値

2) 農業経営体数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値

3) 農地面積は、農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値

4) 農業産出額は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した推値

5) 総土地面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値

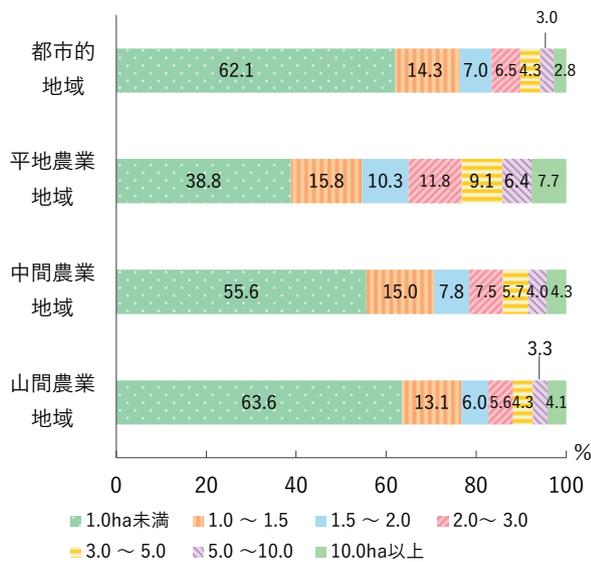
6) 農業地域類型区分は平成29(2017)年12月改定のもの

7) 中山間地域の総土地面積は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島や境界未定の面積を含まない。

<sup>1</sup> 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと

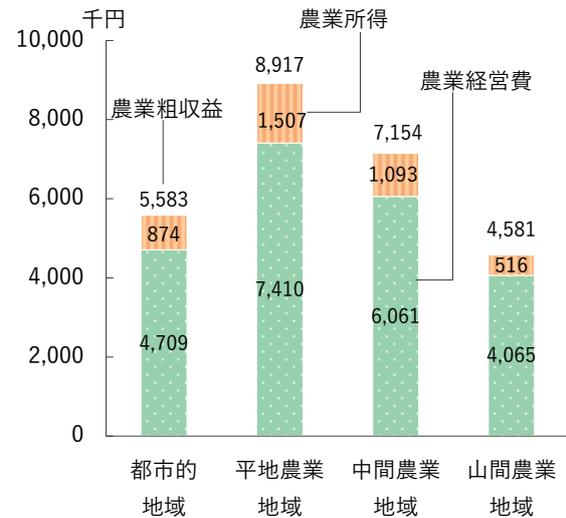
<sup>2</sup> 用語の解説(1)を参照

図表 3-3-2 農業地域類型別の経営耕地面積規模別農業経営体数の割合



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成  
 注：1) 農業地域類型区分は平成29(2017)年12月改定のもの  
 2) 「経営耕地なし」の農業経営体を除く。

図表 3-3-3 農業地域類型別の1農業経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「農業経営統計調査」  
 注：令和 3(2021)年の個人経営体の数値

### (中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度に比べ増加)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方公共団体による支援を行う制度として平成12(2000)年度から実施してきており、平成27(2015)年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。



#### 中山間地域等直接支払制度

URL : [https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/)

令和2(2020)年度から始まった中山間地域等直接支払制度の第5期対策では、高齢化や人口減少による担い手不足、集落機能の弱体化等に対応するため、制度の見直しを行いました。人材確保や営農以外の組織との連携体制を構築する活動のほか、農地の集積・集約化や農作業の省力化技術導入等の活動、棚田地域振興法の認定棚田地域振興活動計画<sup>1</sup>に基づく活動を行う場合に、これらの活動を支援する加算措置を設けています。

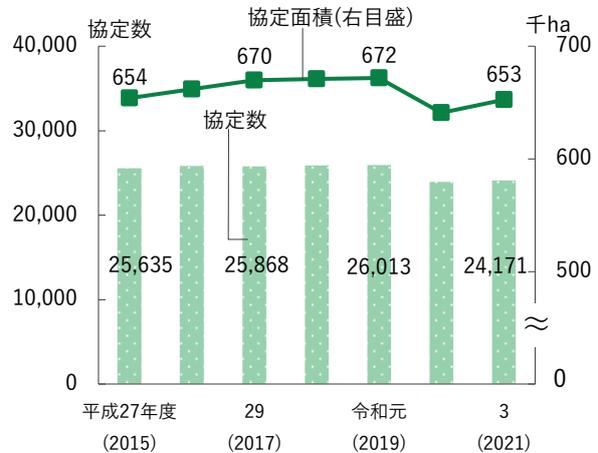
<sup>1</sup> 第3章第7節参照

令和3(2021)年度の同制度の協定数は、前年度から約200協定増加し2万4千協定、協定面積は前年度に比べ1万1千ha増加し65万3千haとなりました(図表3-3-4)。

中山間地域等における集落機能の維持を図るため、農林水産省は、協定参加者による話し合い等を通じて、集落の将来像を明確化する集落戦略の作成を推進しています。同年度の協定数のうち、体制整備単価<sup>1</sup>を活用するものは、前年度に比べ約200協定増加し1万8千協定となりました。

また、同年度の協定数のうち、棚田地域振興活動加算<sup>2</sup>を活用するものは、前年度に比べ68協定増加し314協定となり、その取組面積は前年度に比べ1,369ha増加し5,978haとなりました。

図表3-3-4 中山間地域等直接支払制度の協定数及び協定面積



資料：農林水産省作成

注：協定面積は、協定の対象となる農用地の面積

### (事例) 良好な棚田の環境維持や景観形成を図る取組を推進(山口県)

山口県長門市の東後畑地区では、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、良好な棚田の環境維持や景観形成を図る取組を推進しています。

同市では棚田保護条例が制定され、地域で6次産業化<sup>\*1</sup>やグリーンツーリズムへの機運が高まったことを契機として、平成18(2006)年に同地区でNPO法人ゆや棚田景観保存会が設立されました。同保存会では、「日本の棚田百選」や「つなぐ棚田遺産<sup>\*2</sup>」にも選定された優美な景観を保全するため、同交付金を活用し、荒廃農地<sup>\*3</sup>の増加が懸念される棚田での生産活動を継続しています。同地区は令和2(2020)年6月に指定棚田地域に指定され、中山間地域等直接支払制度の棚田地域振興活動加算も活用し、棚田地域の振興を図っています。

また、多数のため池や用排水路、農道等の維持管理に加え、環境教育や食育、都市住民との交流や特産品の開発等を実施しているほか、高齢者が集まれる場所として交流カフェを開設し、地域福祉や地域づくりにも寄与しています。さらに、平成28(2016)年から3年間で同市の事業支援を受け、1.3haの荒廃農地を再生しました。

同地区では今後とも、地域住民のみならず、幅広い関係者が連携して棚田地域の振興を図っていくこととしています。

- \*1 用語の解説(1)を参照
- \*2 第3章第7節を参照
- \*3 用語の解説(1)を参照



イカ釣り漁船の漁り火が輝く棚田の風景



荒廃農地を再生し開園した「棚田の花段」

<sup>1</sup> 集落戦略の作成を要件としており、農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動を行う場合に当該単価の10割を交付

<sup>2</sup> 認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

### (中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

高齢化・人口減少が進行する中山間地域を振興していくためには、地形的制約等がある一方、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、耕種農業のみならず畜産、林業を含めた多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、小規模農家を始めとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があります。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しています。また、米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、農山漁村振興交付金等により地域の取組を支援しています。

### (山村への移住・定住を進め、自立的発展を促す取組を推進)

振興山村<sup>1</sup>は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っているものの、高齢化や人口減少等が他の地域より進んでいることから、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、所得の向上を図ることが重要となっています。

農林水産省は、地域の活性化・自立的発展を促し、山村への移住・定住を進めるため、平成27(2015)年度から地域資源を活かした商品の開発等に取り組む地区を支援しています。

## (2) 多様な機能を有する都市農業の推進

### (市街化区域の農業産出額は全国の約1割)

都市農業は、都市という消費地に近接する特徴から、新鮮な農産物の供給に加えて、農業体験・学習の場や災害時の避難場所の提供、住民生活への安らぎの提供等の多様な機能を有しています。

都市農業が主に行われている市街化区域内の農地が我が国の農地全体に占める割合は1%である一方、農業経営体数と農業産出額ではそれぞれ全体の12%と7%を占めており、消費地に近いという条件を活かした、野菜を中心とした農業が展開されています(図表3-3-5)。

農林水産省では、都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援するなど、多様な機能を有する都市農業の振興に向けた取組を推進しています。

<sup>1</sup> 山村振興法に基づき指定された区域。令和4(2022)年4月時点で、全市町村数の約4割に当たる734市町村において指定

図表3-3-5 都市農業の主要指標

	農業経営体数 (万経営体)	農地面積 (万ha)	農業産出額 (億円)
全国	107.6	432.5	88,384
市街化区域 (割合)	13.3 (12.4%)	6.0 (1.4%)	5,898 (6.7%)
		うち生産緑地 1.2 (0.3%)	

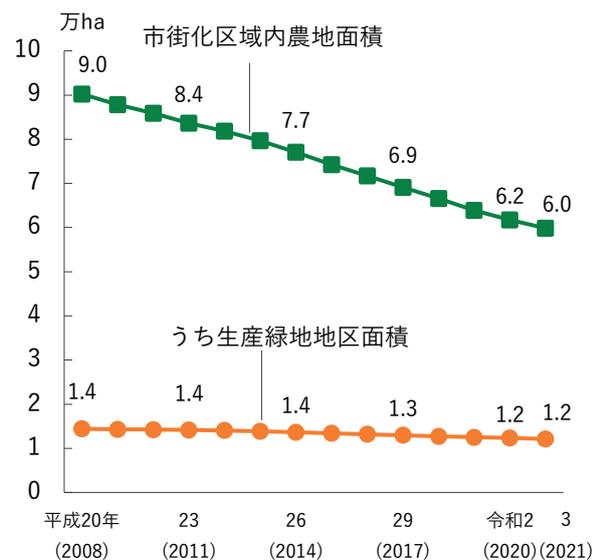
資料：農林水産省作成

- 注：1) 全国の農業経営体数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値  
 2) 全国の農地面積は、農林水産省「令和4年耕地及び作付面積統計」の数値  
 3) 全国の農業産出額は、農林水産省「令和3年生産農業所得統計」の数値  
 4) 市街化区域の農業経営体数は、東京都及び一般社団法人全国農業会議所から提供を受けたデータを基に農林水産省が推計した数値  
 5) 市街化区域の農地面積は、総務省「令和3年度 固定資産の価格等の概要調書」の数値  
 6) 生産緑地地区の面積は、国土交通省「令和3年都市計画現況調査」の数値  
 7) 市街化区域の農業産出額は、東京都及び一般社団法人全国農業会議所から提供を受けたデータを基に農林水産省が推計した数値

### (都市農地貸借法に基づき貸借された農地面積は拡大傾向で推移)

生産緑地制度<sup>1</sup>は、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るものです。市街化区域内の農地面積が一貫して減少する中、生産緑地地区<sup>2</sup>面積はほぼ横ばいで推移しており、令和3(2021)年の同面積は前年並の1.2万haとなっています(図表3-3-6)。

図表3-3-6 市街化区域内農地面積



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」を基に農林水産省作成

令和4(2022)年には生産緑地地区の約8割が生産緑地の指定から30年が経過し、農地転用の急激な増加が懸念されましたが、平成29(2017)年に、生産緑地の買取申出期限を所有者の意向により10年延期する「特定生産緑地制度」の導入により、平成4(1992)年に生産緑地法に基づき都市計画に定められた生産緑地のうち、特定生産緑地に指定された割合は、令和4(2022)年12月末時点で約89%となっています。

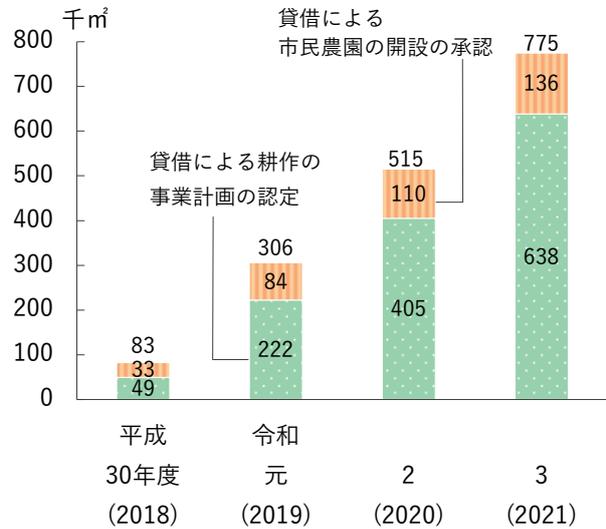
<sup>1</sup> 三大都市圏特定市における市街化区域農地は宅地並に課税されるのに対し、生産緑地に指定された農地は軽減措置が講じられる。

<sup>2</sup> 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地

また、都市農業の振興を図るため、意欲ある農業者による耕作や市民農園の開設等による都市農地の有効活用を促進しています。農地所有者が、意欲ある農業者等に安心して農地を貸付けすることができるよう、平成30(2018)年に創設された都市農地貸借法<sup>1</sup>に基づき貸借が認定・承認された農地面積は、令和3(2021)年度は、前年度に比べ25万9千m<sup>2</sup>増加し77万5千m<sup>2</sup>となりました(図表3-3-7)。

農林水産省では、都市農地貸借法の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用を通じ、貸借による都市農地の有効活用を図ることとしています。

図表3-3-7 都市農地貸借法により貸借が認定・承認された農地面積(累計)



資料：農林水産省作成  
注：各年度末時点の数値

### (事例) 宅地を農地転換し、生産緑地を拡大する取組を展開(東京都)

東京都練馬区にある加藤果樹園は、都市住民に対して新鮮な農産物の供給や身近な農業体験の場の提供を行うとともに、自らが所有する宅地を農地転換し、生産緑地を拡大する取組を展開しています。

同果樹園では、かき等を中心に、少量多品目の果樹や野菜を生産するとともに、ブルーベリーの摘み取り体験ができる観光農園を運営しています。東京都内での生産という特性を活かした採れたての野菜の販売や、園主の分かりやすい指導の下での摘み取り体験等の取組により、多くの利用者がリピーターとして訪れています。

また、同果樹園は、空き家となっていた母屋を農地へ転換するとともに、生産緑地の指定を受けることにより、長期的な展望の下で農地を保全し、安定的に農業経営を続けることが可能となっています。

新たに農地化した圃場では、かきのジョイント栽培\*に取り組んでいます。樹勢が均一化することから、作業が容易となる上、車椅子の方でも利用できるように、今後は、障害のある人でも利用できる観光農園の開設も目指すこととしています。

\* 接ぎ木により樹を直線的に連結させる栽培方法であり、早期成園化や省力化、軽労化が期待される。



農地転換後の圃場

<sup>1</sup> 正式名称は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」